

マージン率等に係る情報提供

株式会社シー・エム・エス
許可番号: 派 14-301250

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。
対象: 令和 6 年度 (令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月)

記

① 令和 7 年 6 月 1 日付け 派遣労働者数 2 人

(注) 直近の「6 月 1 日現在の状況報告」の派遣労働者の数 … 期中に派遣労働者数が契約変更等で増減あり。

② 令和 6 年度 派遣先事業所数(実数) 1 事業所

(注) 直近の事業報告書の派遣先事業所数(実数)

③ 令和 6 年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額 29,111 円(8時間 全業務平均)

(1 日当たりの料金額 (8 時間労働として計算))

④ 令和 6 年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 20,251 円(8時間 全業務平均)

(1 日当たりの賃金額 (8 時間労働として計算))

⑤ 令和 6 年度 マージン率平均 30.4%

(注) 計算式
$$\frac{\text{③} - \text{④}}{\text{③}} \times 100 =$$

(小数点第一位未満の端数が生じた場合には、四捨五入してください。)

事業報告で報告したすべての業務についても記載することが望ましい。

また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のいわゆるマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注) キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用者訓練	雇入時	OJT	無償	有給
資格取得訓練	派遣中	OJT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口担当 電話番号 045-594-6348

⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

弊社マージン部分については、下記の通り法定福利費、団体生命保険、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。

- 賃金
- 法定福利費（労働・社会保険料等）
- 団体生命保険
- 教育訓練費（資格取得支援等）
- 運営費等

⑧ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ☐ 労使協定は締結していない
- ☒ 労使協定は締結している（協定書の有効期限 令和8年3月31日）
 - ・協定労働者の範囲（システム運用管理者）